

一部のリスト規制品目に関する包括対象範囲及び申請先の変更について

令和元年5月27日
安全保障貿易審査課

○目的

近年、民生技術の向上にともない、民生用途として輸出した貨物が輸出先で懸念用途に転用される恐れが高まっているところ。このため、我が国においても大量破壊兵器や通常兵器等の軍事用に使用される可能性が高い貨物について、輸出管理の強化を図ることとした。

○対象貨物

- ・マイクロ波半導体用Ga系素子(貨物等省令第6条第2号の一部)
- ・テルル化亜鉛カドミウムの単結晶基板(貨物等省令第9条第16号イ又はロ)
- ・高抵抗GaN基板関係(貨物等省令第18号、第22号～24号の一部)

※上記3品目の役務提供についても変更対象

○改正内容

上記の3品目の貨物の輸出又は役務の提供を「と地域②」に行う場合は、今後、特別一般包括は使えなくなり、特定包括のみが使えることとなる。また、個別申請を行う場合、申請先は経産局・通商事務所ではなく、本省となる(なお、特定包括の申請先も本省)。